

市税の減免

不慮の災害・失業などにより生活が困窮し、税金の納付が著しく困難になったときなどには、市税条例に基づき減免を受けられる場合がありますので、納期限までに各担当課にご相談ください。

◆ 個人の市県民税（市民税課）

- 生活保護法の規定による生活扶助（これに準ずる扶助として市長が認める扶助）を受けている人
 - 当該年の事業所得金額が前年の2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であると認められる人
 - 失業（倒産、解雇、疾病もしくは負傷、または親族の常時看護もしくは介護によるものに限り。）により、納税が著しく困難であると認められる人
 - 疾病または負傷による医療費の支出により納税が著しく困難であると認められる人
 - 相続人において納税が著しく困難であると認められる人
 - 勤労学生のうち納税が困難であると認められる人
 - 災害により次のいずれかに該当する人
 - ・死亡または生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった人
 - ・障害者となった人
 - 災害により住宅・家財に損害を受けた人
- ※国税である森林環境税の免除要件については、市県民税の減免要件と異なる場合があります。

◆ 固定資産税・都市計画税（資産税課）

- 生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有し、かつ、自ら使用する固定資産
- 地縁による団体が公益のため直接専用する固定資産
- 災害により多大な被害を受けた固定資産
- 賦課期日の翌日以後において地方税法第348条に規定する非課税となった固定資産（有料で使用させるものを除きます。）で市長が特に必要と認めるもの など

◆ 軽自動車税（市民税課）

- 災害により滅失し、または損壊した軽自動車等
 - 公益のため直接専用する軽自動車等
 - 身体障害者または精神に障害を有し歩行が困難な人が所有する軽自動車等（身体障害者または精神に障害を有し歩行が困難な人と生計を一にする人が所有する軽自動車等を含みます。）など
 - その構造が専ら身体障害者または精神に障害を有し歩行が困難な人の利用に供するためのものである軽自動車等
- ※ 減免の対象となる軽自動車等の台数は、障害者1人につき1台で、減免の適用を受けようとする所有者に対して、自動車税（県税）が減免されていない場合に限りです。
- ※ 三輪以上の軽自動車に対する軽自動車税環境性能割については、令和7年度末をもって廃止されました。

審査請求（納税者の権利救済制度）

◆ 審査請求

賦課決定・督促・滞納処分（差押等）などの処分について不服がある場合には、審査請求をすることができます。

審査請求をする場合は、審査請求書を市役所（処分を行った課、または法務管理課）にご提出ください。

審査請求期間

審査請求ができる期間は、処分があったことを知った日（納税通知書、督促状または差押の処分の通知書を受け取った日など）の翌日から起算して3か月以内です。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

※ 滞納処分（差押、公売等）に対する審査請求をする場合は、上記の審査請求期間と異なる場合がありますので、ご注意ください。

（例）

- 不動産等の差押に欠陥があることを理由に、審査請求をする場合…
上記の審査請求期間の末日と、差押に係る不動産等の公売期日等のいずれか早い日まで
- * 個別具体的な期間は、処分の通知書に教示文として記載しています。

◆ 処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算してから6か月以内に伊丹市を被告（被告の代表者は伊丹市長）として処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、処分の日から1年を経過すると提起できません。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

※ P48「固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出」は除く。

市税の納付と還付

◆ 市税の納付方法について

納付書で納める方法と口座振替制度（銀行口座からの引落し）で納める方法の2つの方法があります。

納付書で納める場合の納付場所

市役所・支所・分室等

公金自動収納機（※市役所1階）・会計室（市役所5階）、神津支所（神津交流センター1階）、北支所（きららホール1階）、西分室（イオンモール伊丹昆陽2階）、南分室（ラストホール1階）、野間分室、人権啓発センター、くらしのプラザ（伊丹商工プラザ1階）

※取扱有効期限が過ぎているもの、納付期限または金額部分が手書きのもの、破損や汚れのあるもの、印字が薄れている、ズれているものは公金自動収納機では取扱いできません。

市指定金融機関（令和8年4月1日現在）

銀行	三井住友・京都・池田泉州・徳島大正・みなと	本店・支店
金庫	北おおさか信用・播州信用・尼崎信用・近畿労働・大阪シティ信用	本店・支店
農業協同組合	兵庫六甲	本店・支店
信用組合	兵庫ひまわり	伊丹支店 尼崎支店
ゆうちょ銀行 郵便局	近畿2府4県（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）	

コンビニエンスストア

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ニューヤマザキデイリーストアー、ローソン

MMK設置店

※「MMK設置店」とは、MMK端末（金融機関内端末は除く。）が設置されている、総合スーパー、食品スーパー、ドラッグストア、上記以外のコンビニエンスストアなどの店舗を表します。

◆ 地方税統一QRコードを利用した納付方法について

令和5年4月から全国の自治体で地方税統一QRコードの運用が開始され、納付書に印字されている「地方税統一QRコード」（eL-QR）を利用して市税の納付が可能となりました（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）。対応する税目、納付方法等は以下のとおりです。

対応税目

● 市県民税・森林環境税（普通徴収）● 固定資産税・都市計画税 ● 軽自動車税

対応する主な納付方法

全国の地方税統一QRコード対応金融機関窓口にて納付

市指定金融機関以外の全国の「地方税統一QRコード対応金融機関」の窓口にて納付可能です。

「地方税お支払サイト」を利用して納付

地方税お支払サイトを利用して、下記の決済方法にて納付可能です。

- ・クレジットカード払い ※別途手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・ダイレクト納付 ※事前に登録した金融機関口座を指定して直接納付する方法です。
- ・インターネットバンキング

※「地方税お支払サイト」は令和8年9月に「eL お支払サイト」に名称変更予定です。

スマートフォン決済アプリを利用して納付

地方税統一QRコードに対応するスマートフォン決済アプリを利用して、納付書に印刷されているQRコードを読み取ることで、納付することができます。

地方税統一QRコードを利用した納付について <https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/ZAISEIKIBAN/TYOSYU/SYUZEI/32770.html>

詳細は下記QRコードから



口座振替の利用方法

銀行などに出かける手間が省けて大変便利です。一度お申込みをされますと原則翌年度以降も継続されます。ぜひ、ご利用ください。

利用できる税目	個人の市県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 ※ 随時に課税されたものは除きます。			
振 替 日	各期払いにてお申込みの場合 … 振替税目の各納期限日 一括払いにてお申込みの場合 … 振替税目の第１期の納期限日 ※ 一括払いをお選びいただいた場合、第１期の振替日に年税額を一括で振替します。 ご納付いただく年税額は変わりません。 ※ 第１期に振替ができなかった場合、当該年度においては各期払と同様のスケジュールで振替を行い、翌年度以降に一括で振替を行います。			
申 込 方 法	<口座振替依頼書（はがき）でのお申込み> 口座振替依頼書に必要事項を記入、押印の上、お申し込みください。なお、ゆうちょ銀行の口座から振替を希望される方は、ゆうちょ銀行指定の申込書での手続きが必要です。依頼書や申込書は、徴収課、支所・分室、市内の金融機関、市内の郵便局で入手できます。		<キャッシュカードでのお申込み> 口座名義人ご本人が徴収課の窓口でお申し込みください。 ※ 代理人カード、法人カードおよび生体認証専用カードなど一部お取り扱いできないものがあります。	
用意するもの	納税通知書 銀行届出印 預金通帳（口座情報がわかるもの）		納税通知書 キャッシュカード 本人確認書類（運転免許証等）	
登 録 で き る 金 融 機 関	銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・京都・関西みらい・池田泉州・みなと・徳島大正・但馬・ゆうちょ	銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・京都・関西みらい・池田泉州・みなと・ゆうちょ
	金 庫	北おおさか信用・播州信用・尼崎信用・近畿労働	金 庫	北おおさか信用・播州信用・尼崎信用
	農 業 協同組合	兵庫六甲		
	信用組合	兵庫ひまわり(伊丹支店・尼崎支店のみ)	農 業 協同組合	兵庫六甲
振 替 開 始 日	口座振替の手続が済み次第、 口座振替開始通知を送付します。		お申込受付時にお伝えします。	

※ 亡くなられた方の口座から、市税を納付されている方は、振替口座または納付方法を変更する必要があります。

◆ 市税を納め過ぎたときは・・・（市税の還付・充当）

市税を二重納付してしまった場合や、納付後に申告等により税額が減額になった場合は、過誤納金（納めすぎになった市税）を還付します。

ただし、滞納となっている市税や延滞金がある場合は、まずそちらに充当し、残額を還付します。

過誤納金が生じた場合は、「過誤納金還付（充当）通知書」を送付し、還付（充当）金額と還付があるときは手続方法をお知らせします。

市税の証明

◆ 市税の証明の種類・申請方法

市税の証明書は、市民課（市役所1階）、神津支所（神津交流センター1階）、北支所（きららホール1階）、西分室（イオンモール伊丹昆陽2階）、南分室（ラストホール1階）、野間分室、人権啓発センター、くらしのプラザ（伊丹商工プラザ1階）で交付しています。

ただし、無収入等の理由による未申告の方の課税証明書等、個別対応が必要な証明書については徴収課（市役所2階）、住宅用家屋証明書は資産税課（市役所2階）で交付します。

証明の種類	証明の内容	手数料（1件）
課税証明	所得額、税額の証明 （非課税であることの証明を含みます。）	1年度につき 300円（※1）
納税証明	納めた市税の証明	1年度につき 300円
	滞納がないことの証明	300円
	軽自動車、自動二輪（250ccを超えるもの）の 車検用の証明（※2）	無料
評価証明	固定資産の評価額などに関する証明	300円
公租公課証明	固定資産の評価額、相当税額などに関する証明	300円
営業証明	市内の法人事業所の所在証明	300円
住宅用家屋証明 （資産税課にて交付）	登録免許税軽減申請用の証明	1,300円

（※1）申請理由によっては無料になります。徴収課（市役所）（784-8025）へお問い合わせください。

（※2）軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）により、四輪の軽自動車（令和7年4月からは二輪の小型自動車〔排気量250cc超の二輪車〕も）については車検用証明書の取得は原則不要になりました。

◆ 市税の証明書発行の本人確認書類

不正な申請による証明書の交付を防止し、市民の皆さまの個人情報保護のため、窓口に来られた人に次の本人確認書類の提示をお願いしています。お忘れにならないようご注意ください。

● 1点で確認できる本人確認書類

（例）運転免許証（運転経歴証明書）、パスポート、特定在留カード、マイナンバーカード（個人番号カード）、官公署発行の顔写真付身分証明書、障害者手帳など

● 2点で確認できる本人確認書類

（例）資格確認書、介護保険証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、預金通帳、キャッシュカードなど

※ 同一世帯員以外の代理人が証明書を申請される場合は、委任状が必要です。

※ 市外にお住まいで、同一世帯員の方の証明書を申請される場合、委任状をお持ちいただくか、同一世帯員と分かるもの（住民票の写し等）が必要です。

◆ 郵送での税証明申請方法

遠方にお住まいの場合や、窓口へ出向けない場合に、郵便で証明書の申請をすることができます。次の4点を徴収課（市役所）まで送付してください。



↑
詳細は上記QRコードから

① 税関係証明申請書

申請書は伊丹市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/ZAISEIKIBAN/TYOSYU/ZEISYOUMEI/1392619959878.html>

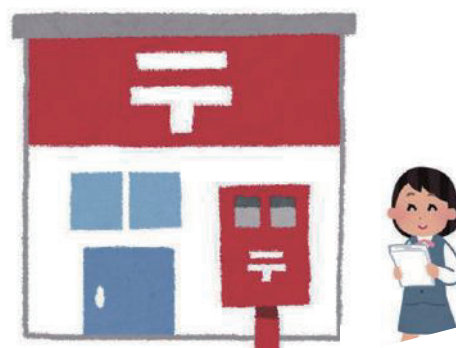
- * 印刷できない場合は、便箋等に名前、生年月日、現住所、日中に連絡のつく連絡先、必要な証明（種類、年度、枚数）、利用目的、提出先を記載してください。
- * 同一世帯員以外の代理人が申請される場合は、委任状が必要です。

② 本人確認書類のコピー

③ 返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付してください。）

④ 手数料分の定額小為替^{こがわせ}（ゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口にてお求めください。）

- * つり銭のないようにご用意ください。



◆ オンラインでの税証明申請

課税証明書の場合、ご本人からの請求書に限り最新年度1通のみ請求できます。詳しくは下のQRコードを読み込み、案内に従って申請してください。



市役所、支所・分室等のご案内

◆ 市役所、支所・分室等の所在地

所在地

開庁時間：月～金（土日休祝日と12／29～1／3は除きます。）の9時～17時00分

※西分室の開庁時間は10時～17時00分

伊丹市役所		神津支所 (神津交流センター1階)
千僧1丁目1 Tel 072-783-1234		森本1丁目8-22 Tel 072-782-2218
北支所 (きららホール1階)	西分室 (イオンモール伊丹昆陽2階)	南分室 (ラスタホール1階)
北野4丁目30 Tel 072-781-0153	池尻4丁目1-1 Tel 072-779-4332	南野2丁目3-25 Tel 072-781-8877
野間分室	人権啓発センター	くらしのプラザ (伊丹商工プラザ1階)
野間北4丁目4-28 Tel 072-777-6830	堀池2丁目2-20 Tel 072-781-6006	宮ノ前2丁目2-2 Tel 072-782-8261